

令和8年度

輪島市循環型社会形成推進  
地域計画策定業務

仕様書

令和8年6月

輪 島 市

# 輪島市循環型社会形成推進地域計画策定業務

## 【1】総則

### 第1節 目的

輪島市では、循環型社会形成推進交付金制度を活用した浄化槽整備事業を予定していることから、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和7年7月改訂）」に準拠した循環型社会形成推進地域計画を策定することを目的とする。

### 第2節 業務の名称

令和8年度 輪島市循環型社会形成推進地域計画策定業務（以下「本業務」という。）

### 第3節 本業務の履行期間

着手 契約締結日

完了 令和9年2月26日

（但し、地域計画の提出は、令和8年10月15日迄に行うこと。）

### 第4節 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用する。

なお、本仕様書に明記なき事項は、輪島市（以下「発注者」という。）と本業務の受注者が協議の上、決定する。

### 第5節 業務内容

本業務において循環型社会形成推進地域計画を策定する。

なお、本業務の内容は、【2】によるものとする。

### 第6節 法令等の遵守及び中立性の保持

受注者は、本業務の実施に際し、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めるとともに、関係諸法令等を遵守して誠実に履行しなければならない。

### 第7節 機密の保持

受注者は、本業務の履行上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 第8節 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了に際し、発注者の契約約款に定めるものの他、次の書類を提出しなければならない。

#### (1) 着手時

①業務着手届

②業務工程表

③管理技術者等の選任届（経歴書・資格証の写しを添付）

④業務計画書

#### (2) 完了時

①業務完了届

②成果引渡書

③請求書

## 第9節 工程管理及び定期報告

受注者は、業務工程表及び業務計画書を契約締結日から14日以内に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

また、受注者は、発注者に対し、各工程の進捗状況を逐次または定期的に報告すること。

## 第10節 業務体制及び業務管理

受注者は、本業務の着手時に発注者と協議し、発注者の意向を理解した上で、業務が円滑に進捗できる業務体制を整えること。

- (1)管理技術者は、発注者の意図を理解し、的確な業務遂行に足りる十分な知識や経験を有する技術者でなければならない。また、本業務全般にわたる総括的な管理を行い、主たる会議への出席や業務全般にわたる技術管理を行なわなければならない。
- (2)管理技術者及び担当技術者は、本業務に係る実務経験を複数件有する10年以上の実務経験者であり、自社との雇用期間が3年以上ある正規従業員でなければならない。
- (3)発注者から本業務に直接関係する書類の作成を求められた場合、受注者はこれに応じること。
- (4)本業務の履行上、関係官公庁等との協議を必要とする場合または協議を求められた場合には、受注者は誠意をもってこれに協力すること。
- (5)受注者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、発注者の確認を受けること。

## 第11節 再委託

受注者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 第12節 疑義

本仕様書の記載事項や業務遂行上で疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し、発注者の意図を十分に理解し、業務を遂行すること。

## 第13節 業務内容の変更

発注者が必要であると認めた場合には、発注者と受注者の協議により業務内容の一部を変更することができる。また、協議後の変更は、発注者と受注者の再協議により行うものとする。ただし、業務遂行上で必要と認められる軽微な事項は、受注者の責任において実施すること。

## 第14節 資料等の貸与

発注者は、業務に必要な貸与可能な関係資料等を受注者の請求に基づき貸与または提供する。この際、受注者は貸与資料に係る受領書又は借用書を作成し、発注者に提出するとともに、業務完了後には速やかに発注者に返却しなければならない。

## 第15節 業務完了及び検査

本業務の完了後、受注者は所定の手続きを経て、発注者による完了検査を受ける。

受注者は、発注者による完了検査合格後に、成果品を発注者へ納品するものとする。

なお、納品後に、明らかに受注者の責めに伴う瑕疵が確認された場合は、受注者の責任において速やかに修補または必要な措置を講じた上、再納品を行うものとする。

## 第16節 成果品

受注者は、発注者による完了検査合格後に、次の成果品を発注者へ納品する。

(1)循環型社会形成推進地域計画

A4版ファイル綴じ 3部

## 【2】循環型社会形成推進地域計画の策定

本市の浄化槽整備事業を推進するための循環型社会形成推進地域計画を策定する。

作成にあたっては、最新の「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和7年7月、環境省環境再生・資源循環局）」並びにフォーマット様式に従い策定するが、本業務期間中に環境省から新たなマニュアルやフォーマット様式が通知された場合には、新たな内容に沿って適宜見直しを図るものとする。

### 第1節 基本的な事項

#### (1)対象地域

本市内の人口、総面積、地域の要件等の計画に必要な情報を明示する。

#### (2)計画期間

計画期間は、令和9年度から7年間とする。

### 第2節 循環型社会形成推進のための現状と目標

生活排水処理に関する現状と目標として、処理形態別人口、し尿・汚泥量の現状及び目標値を明示する。

なお、処理形態別人口やし尿・汚泥量の現状及び目標値は、発注者から提示する。

### 第3節 目標達成に向けた施策

#### (1)生活排水処理の処理体制について

生活排水処理の現状と今後の処理体制について、浄化槽に限らず、下水道や農業集落排水処理施設等も含めた生活排水処理の要点を簡潔に明示する。

また、合併処理浄化槽の整備に向けた施策も明示する。

#### (2)浄化槽整備事業について

地域計画の計画期間内に実施する浄化槽整備事業の内容を次の観点で明示する。

- ①事業番号、②事業主体、③事業名称、現有整備の概要（直近の整備済み基数、処理人口）、
- ④整備計画（整備計画基数、整備計画人口、事業計画、国土強靱化計画への記載の有無）

### 第4節 関連するその他施策

地域の循環型社会を形成する上での生活排水対策を明示する。

### 第5節 計画フォローアップと事後評価

計画の進捗状況の把握に関する事項、計画の事後評価、計画の見直しに関する事項を検討・整理する

### 第5節 添付資料（交付申請に必要な全ての様式の作成）

#### (1)総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

#### (2)生活排水処理の実績と予測のトレンドグラフ

### 第6節 打合せ協議

打合せ・協議は、初回、中間1回、完了時の計3回を予定する。

以上